

自殺予防教育のモデル構築に向けた議論の整理

○ 令和5年6月2日に取りまとめた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」において、「学校が行うSOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育のモデル構築や啓発資料を国において作成・周知を行う」と盛り込んでおり、文部科学省において、実践的な自殺予防教育のモデルの検討、作成を行う。

○ 具体的には、来年度、先進的に取り組む教育委員会等とこれまで自殺予防教育に取り組めていなかった教育委員会や学校においても実施やすく、実践的な自殺予防教育のモデル作成に取り組むこととしている。

※令和6年度予算案において、「いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究事業」の項目の1つとして自殺予防教育の指導モデル開発を計上（10百万円）

○ 具体的な自殺予防教育のモデルは、先進的な教育委員会等（以下、「モデル地域」）の創意工夫やこれまでの実績を踏まえて作成することを前提とするが、国のモデルとしての大枠を示す必要があり、以下のような整理が考えられる。

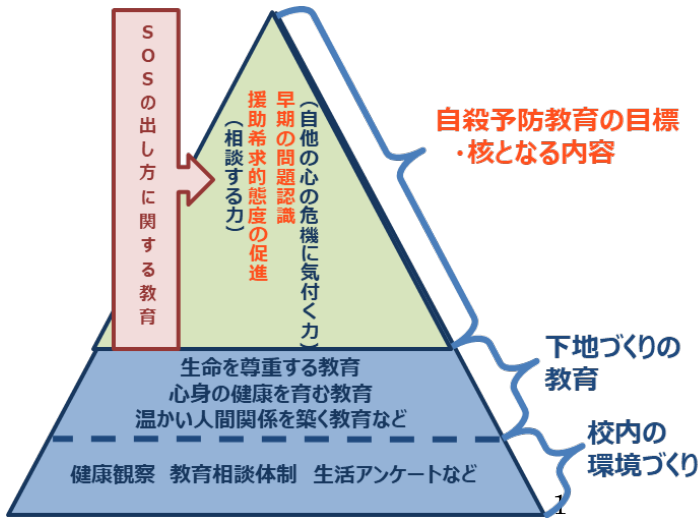
1. 自殺予防教育モデルの整理

○ 『子供に伝えたい自殺予防—学校における自殺予防教育導入の手引—（平成26年作成）』において、児童生徒を対象とする自殺予防教育の目標については、

- (1) 早期の問題認識（自他の心の危機に気付く力をつける）
- (2) 援助希求的態度の促進（相談する力を育む）※SOSの出し方に関する教育が相当

と示されており、これらの目標達成に向けてのモデルの構築を図る。

(参考) 自殺予防教育の概念図



- これら2つの目標の達成に向けて、手引きでは、核となる内容として、
- ①（学校や児童生徒の実情に応じて）自殺の深刻な実態を知る
 - ②心の危機のサインを理解する
 - ③心の危機に陥った自分自身や友人への関わり方を学ぶ
 - ④地域の援助機関を知る
- を示しており、これら核となる内容について取り組む前の配慮事項を示すとともに、既存の学校教育活動における
- ・生命を尊重する教育
 - ・心身の健康を育む教育
 - ・温かい人間関係を築く教育
- などを核となる内容に取り組む前の下地づくりの教育として取り組むことが重要と示している。

- これまでの本協議会での議論では、
- ・自殺予防教育を“心の危機”などと広く捉えて、「自殺」というキーワードに抵抗感を感じる教師でも工夫できるようにしていく必要がある
 - ・生徒指導提要の改訂を踏まえて、全ての授業が発達支持的生徒指導の場であるという意識をもって、自殺予防教育として、下地づくりの教育を充実させる必要がある
 - ・教育課程上どのように位置づけができるのかということについて複数のモデルを示し、学校の実態に応じて取り組むことができるようにすることが必要
 - ・ロールプレイや芝居なども取り入れることで児童生徒の理解や感じ方が大きく変わる
 - ・保護者にも周知を図ったり、自殺予防教育の内容について普及啓発が必要
 - ・プログラムだけ示してもワークしないので実施体制とあわせて示していくことが必要
- などと指摘されておりこれらも考慮してモデルを考えていくことが必要。

- また、こうした自殺予防教育に取り組むに当たっての、前提条件として、
- ①実施前の関係者間の合意形成
 - ・学校内、保護者等との合意形成
 - ・核となる内容は担任主体だが、養護教諭やS C等のサポート体制の構築
 - ・地域の医療機関、精神保健福祉センターとの連携
 - ②適切な教育内容
 - ・上記目標、内容による適切な教育活動の検討
 - ・普段からの学級経営の在り方
 - ③ハイリスクの児童生徒へのフォローアップ

- ・プログラム実施後のアンケート実施やハイリスクの児童生徒がいる場合の事前事後のケア、医療機関との連携があげられている。

2. モデル地域に求める成果物

- 最終的なモデルとして文部科学省が示すに当たっては、モデル校の実践を踏まえた以下のような成果物の作成が必要と考えられる。

- ①小・中・高等学校において、いつ（学年・時期）、どこで（各教科等やその他の教育活動）、何を（自殺予防教育の要素）実施するのかが分かる自殺予防教育の全体像。
- ②①の全体像に紐づく各教科等の指導やその他の教育活動における指導案等。（手引きにおいて、「核となる内容」「下地づくりの教育」としていた要素も含め、自殺予防教育の目標の達成に資する各教科等の指導やその他の教育活動を対象とする。）
- ③①の全体像に紐づく各教科等の指導やその他の教育活動において活用できる教材や啓発資料（動画やスライド資料、グループワーク等の題材、啓発資料、授業後の児童生徒へのアンケート等。）。
- ④自殺予防教育に取り組むに当たっての体制構築や教職員への啓発のモデル例（各教科等の指導やその他の教育活動を行う際の体制、教職員の研修計画、研修の内容等。）。
- ⑤取組の効果検証や他の地域や学校が取り組むに当たっての留意事項等

- 来年度モデル地域が具体的にモデルの検討、効果検証等を行う際は、文部科学省の各担当と相談、連携しつつ行う。
- また、取組の進捗については、本協議会でも説明・報告を行う。